

浜松市茶栽培促進支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、海外で高まる抹茶等の需要に応じて茶輸出に取り組む市内茶農業者に対し、生産体制の転換による茶の輸出拡大を支援することで本市茶農業の発展を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「被覆」とは碾茶等に用する茶葉の栽培に際し、日光を遮るために茶園を一定期間資材で覆うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住し市内農地において農業を営む農業者、又は農業者が組織する団体。
- (2) 10a以上の農地を保有し、2a以上の新植・改植又は被覆を行う者。
- (3) 市税を完納していること。
- (4) 納税義務者に対して給与の支払いをするものにあつては、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
- (2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

(補助の対象及び補助率)

第4条 この要綱による補助の対象は、碾茶等の生産量増を図るため、新植又は改植事業に伴う茶の苗木購入および被覆資材購入費用とする。

- 2 前項に定める事業の補助対象経費、補助率及びその他の要件は別表に定めるものとし、補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含まない。
- 3 浜松市茶海外戦略展開支援事業費補助金および浜松市山間地域農業生産活動事業費補助金(新植又は改植事業に伴う茶の苗木の購入並びに、被覆資材の購入費用及び工事費用に限る。)との併用は認めない。

- 4 補助金の申請総額が予算額を超えた場合は、予算額を申請総額で除して得た数を、一人あたりの仮決定額（補助金の審査により交付すべきと決定した額をいう。）に乗じて補助金の交付決定額とする。その場合、小数点以下は切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、市長が別に定める期間内に規則第4条の規定による交付申請書（様式第1号）及び次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 資金状況調べ（様式第4号）
- (4) 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者徴収指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税の特別徴収未実施理由書（様式第5号）
- (5) 補助対象事業に係る経費を証明するもの（単価構成が分かる設計書又は見積書等）
- (6) その他、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときはこれを審査し、当該申請が適当であると認めたときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、当該補助事業の実施に要する経費以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長が軽微であると認める変更を除く。）をする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を得なければならないこと。
- (5) 市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告するとともに、その指示に従うこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1から別表第6までに定める耐用年数（以下、「耐用年数」という。）が経過する前に補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は撤去、廃棄する場合は、市長の承認を受けなければならないこと。
- (7) 補助金の交付を受けた日から5年間に於いて、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。
- (8) 補助事業の完了により当該補助事業者には相当の収益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は

一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。

(9) 第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、同条第 3 項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、規則第 18 条の 2 の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。

(10) 第 17 条第 3 項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件

(変更の承認申請)

第 7 条 補助事業者は、次に掲げる事項に該当する場合は、変更承認申請書(様式第 7 号)に変更事業計画書(様式第 2 号)及び変更収支予算書(様式第 3 号)を添えて提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 事業主体を変更する場合

(2) 施工場所又は設置場所の変更をする場合

(3) 補助金額を増額する場合

(4) 補助金額がその 20 パーセントを超えて減額する場合

(5) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(変更の承認)

第 8 条 市長は、前条による申請が適当であると認めた場合は、変更申請を承認し、補助金変更承認決定通知書(様式第 8 号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第 9 条 補助事業者は、事業が完了したときは、規則第 13 条の規定による実績報告書(様式第 9 号)に事業実績書(様式第 2 号)及び収支決算書(様式第 3 号)を事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、市長に報告しなければならない。

2 前項に定める書類のほか、次の書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業に係る領収書の写し(金額の内訳を含むこと)

(2) 補助事業完了前・完了後の写真

(3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第 10 条 市長は、前条の報告を受けた場合はその内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第 10 号)により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査を行う場合において、補助事業者から事業実績の聴取又は現地調査を行うことができる。

(請求の手続き)

第 11 条 補助事業者は、前条による補助金の交付確定通知書を受領した後速やかに請求書(様式第 11 号)を市長に提出しなければならない。

(概算払の承認申請)

第 12 条 補助事業者は、概算払の承認を申請する場合は、概算払承認申請書(様式第 12 号)に資金状況調べ(様式第 4 号)を添えて市長に提出しなければならない。

(概算払の承認)

第 13 条 市長は、前条による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、補助事業者に概算払承認通知書(様式第 13 号)により申請者に通知するものとする。

(概算払の請求手続き)

第 14 条 前条による概算払承認通知書を受領した補助事業者は、概算払請求書(様式第 11 号)を市長に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第 15 条 補助事業者は、規則第 19 条に規定する交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について、保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、事業完了年度終了後 5 年間保管しなければならない。

3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。この場合において、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次条第 2 項に規定する期間を経過しないものにあつては、財産管理台帳その他関係書類を整理、保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第 16 条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合を除き、補助事業により取得した財産で、減価償却資産の耐用年数内において、市長の承認を受けないで、交付金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は撤去、廃棄してはならない。

2 財産の処分を制限する期間(以下、処分制限期間という。)は、財産の取得日と財産を事業の用に供した日のいずれか遅い方を起算日として、減価償却資産の耐用年数とする。

3 第 1 項の承認を受けようとする補助事業者は、財産処分承認申請書(様式第 14 号)により市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があつたときは、これを審査し、承認すべきであると認めたときは、当該申請者に対し、財産処分承認通知書(様式第 15 号)により通知するものとする。

5 前項の承認にあたつては、次に掲げる場合を除き、財産処分に係る納付金(以下「財産

処分納付金」という。)を市に納付する旨の条件を付すものとする。

(1) 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄(以下「取壊し等」という。)

(2) 道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等

(3) 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

6 財産処分納付金の額は、施設等にあつては処分する施設等に係る交付金の額に処分制限期間に対する残存年数(処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。)の割合を乗じて得た額とする。

7 第4項の承認を受けた者が当該承認にかかる財産を処分したときは、その内容について財産処分報告書(様式第16号)により市長に報告するものとする。ただし、第5項第1号に該当する財産処分であつて、補助金交付決定取消通知書及び返還命令書(様式第17号)による市長への報告があつたものについては、市長の承認があつたものとして取り扱うものとする。

(補助金の取り消し)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又はこの要綱に基づく指示その他法令若しくはこれらに基づく市長の処分に違反したとき。

(3) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

4 市長は、第1項の規定による交付決定の取消し及び前項の規定による補助金の返還命令を決定したときは、補助事業者に対し、補助金交付決定取消通知書及び返還命令書(様式第17号)により通知するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第18条 補助事業者は、前条第3項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

3 市長は、補助金の交付を受けた者が補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務

又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

(細則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日より施行し、令和 8 年度の補助金に適用する。

別表(第4条関係)

補助対象経費	補助率	補助の限度額
新植又は改植する茶の苗木代	1/3 以内	1 アールあたり 15,200 円
被覆資材		1 アールあたり 10,000 円

- 備考 1 補助金額は、千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
- 2 補助対象経費は、事業費から消費税及び地方消費税を除いた額とする。
- 3 浜松市茶海外戦略展開支援事業費補助金および浜松市山間地域農業生産活動事業費補助金（新植又は改植事業に伴う茶の苗木の購入並びに、被覆資材の購入費用及び工事費用に限る。）との併用は認めない。

様式第 1 号(第 5 条関係)

交付申請書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地

名 称

代表者

(署名又は記名押印)

年度において浜松市茶栽培促進支援事業費補助金交付要綱に基づき、次のとおり事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 交付申請額及びその算出の基礎

補助金申請額	金	円
算出根拠 総事業費	金	円
消費税抜き	金	円

市税の納付又は納入の状況の確認についての同意(同意する場合は下記に☑を記入)

- ☐ 浜松市茶栽培促進支援事業費補助金交付要綱第 3 条の規定により、市において、申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。

暴力団排除に関する誓約(誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入)

- ☐ 浜松市茶栽培促進支援事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。

(1)次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- ・暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成 24 年浜松市条例第 81 号。以下「条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。)
- ・暴力団員等(条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- ・暴力団員等と密接な関係を有する者
- ・(法人その他の団体の場合)上記 3 点に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

(2)浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

※国が示す環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートを添付すること。

様式第 2 号(第 5 条、第 7 条、第 9 条関係)

事業計画書(変更事業計画書、事業実績書)

事業の内容

経費区分	新植 ・ 改植 ・ 被覆資材 (該当に○)
苗木または 被覆資材の 名称等 (品種名、型式等)	
事業実施農地	浜松市 区
事業開始予定日	年 月 日
事業完了予定日	年 月 日

総 事 業 費	円	総事業費 内訳	市 補 助 金	円
			自 己 資 金	円
			そ の 他	円
補 助 対 象 経 費	円			
備 考				

(注) 「自己資金」は、消費税及び地方消費税を含む。

「補助対象経費」は消費税及び地方消費税を除く。

「総事業費負担区分」に「その他」がある場合には「備考」の欄に内容を記入すること。

様式第3号(第5条、第7条、第9条関係)

収支予算書(変更収支予算書、収支決算書)

(1) 収 入

(単位:円)

区分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比較増減	備考
市補助金 自己資金(含消費税)				
合 計				

(2) 支 出

(単位:円)

区分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比較増減	備考
市補助金 自己資金(含消費税)				
合 計				

(注) 変更収支予算書が提出・承認された事業の収支決算書の場合は、(予算額)欄に変更前の予算額を上段に括弧書きし、変更後の予算額を下段に記入すること。

様式第4号(第5条、第12条関係)

資金状況調べ

区分 月別	収 入				支 出				差引 残高
	市補 助金	自己 資金	その 他	計				計	
5 月	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6 月									
7 月									
8 月									
9 月									
10 月									
11 月									
12 月									
1 月									
2 月									
3 月									
計									

(注) 未経過の月分については、見込み額を計上すること。

様式第 5 号(第 5 条関係)

市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書
(課 浜松市茶栽培促進支援事業費補助金申請用)

年 月 日 提出

(あて先) 浜松市長

所 在 地
会 社 名
代表者役職・氏名

(個人の場合は、住所及び氏名を記載して下さい。)

(氏名は自署または記名・押印をお願いします。)

当事業所が特別徴収を実施していない理由は下記のとおりです。

なお、下記の理由に該当しなくなった場合は、遅滞なく特別徴収への切替を申請します。

記

在 職 者 内 訳	特別徴収を実施していない理由		対象者 氏名	生年 月 日	対象者 氏名	生年 月 日
	1	給与が少なく税額が引けない				
	2	給与の支払が不定期				
	3	乙欄給与 又は 他事業所で特別徴収されている				
	4	事業専従者 (個人事業所のみ該当)				
	5	上記 1～4 に該当しない 総従業員数が 2 人以下				
	6	その他 ()				

所管課記入欄	担当者名	電話番号
上記記載内容について確認をお願いします。		
市民税課確認欄	担当者名	電話番号
上記記載内容に誤りはありません。		

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市茶栽培促進支援事業費補助金として
下記のとおり決定したので通知します。

補助金の交付決定額

金 円

条件

- (1) 補助金は、当該補助事業の実施に要する経費以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(市長が軽微であると認める変更を除く。)をする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を得なければならないこと。
- (5) 市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告するとともに、その指示に従うこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)別表第 1 から別表第 6 までに定める耐用年数(以下、「耐用年数」という。)が経過する前に補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は撤去、廃棄する場合は、市長の承認を受けなければならないこと。
- (7) 補助金の交付を受けた日から 5 年間に於いて、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。
- (8) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。

- (9) 第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、同条第 3 項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、規則第 18 条の 2 の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。
- (10) 第 17 条第 3 項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件

変更承認申請書

年 月 日

(あて先)浜松市長

所在地
名 称
代表者

(署名又は記名押印)

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付の決定を受けた浜松市茶栽培促進支援事業を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 交付申請額及びその算出の基礎

(2) 事業の内容

第 8 号様式（第 8 条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金変更承認決定通知書

年 月 日付で申請のあった浜松市茶栽培促進支援事業費補助金変更承認申請書について、下記のとおり承認したので通知します。

記

補助金の交付決定額（変更後）

金

円

様式第 9 号(第 9 条関係)

実績報告書

年 月 日

(あて先)浜松市長

所在地

名 称

代表者

(署名又は記名押印)

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付の決定を受けた浜松市茶栽培促進支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

※国が示す環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートを添付すること。

様式第 10 号(第 10 条関係)

第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付確定通知書

年 月 日付け報告のあった浜松市茶栽培促進支援事業費補助金実績報告書を審査した結果、下記金額を 年度浜松市茶栽培促進支援事業費補助金として確定したので通知します。

記

補助金の交付確定額

金 円

年 月 日

(あて先)浜松市長

所在地
名 称
代表者

請求書(概算払請求書)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付額の確定(概算払承認)を受けた浜松市茶栽培促進支援事業費補助金として、下記のとおり請求します。
記

1. 交付金の請求額

金 円

2. 補助金の振込先口座

振込先金融機関名		預金種別	口座番号	
銀行	本店	普通預金	第	号
金庫	支店			
農協	営業部	当座預金		
	出張所			
口座名義(カナ)				

様式第 12 号(第 12 条関係)

概算払承認申請書

年 月 日

(あて先)浜松市長

所在地
名 称
代表者

(署名又は記名押印)

年 月 日付け浜松市指令 第 号により交付決定を受けた浜松市
茶栽培促進支援事業費補助金の概算払をされたく申請します。

記

- 1 概算払を必要とする理由
- 2 概算払を必要とする金額
- 3 概算払を必要とする時期

様式第 13 号（第 13 条関係）

概算払承認通知書

第 号
年 月 日

様

浜松市長

年 月 日付けで申請のあった浜松市茶栽培促進支援事業費補助金概算払承認
申請について審査した結果、下記のとおり交付金の概算払を承認したので通知します。

記

1 概算払をする金額

2 概算払をする時期

年 月 日

(あて先)浜松市長

財産処分承認申請書

所在地
名 称
代表者

(署名又は記名押印)

年 月 日付け 第 号により確定を受けた浜松市茶栽培促進支援事業費補助金により取得した財産について、要綱第 16 条に基づく財産処分の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 処分財産の内容

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 数量
- (4) 取得年月日及び経過年数
- (5) 残存年数
- (6) 総事業費、交付額及び補助率
- (7) その他

2 処分の方法、理由等

- (1) 処分の方法
- (2) 処分の理由
- (3) 財産処分納金額及び算定根拠
- (4) 処分予定年月日
- (5) その他

様式第 15 号(第 16 条関係)

第 号
年 月 日

様

財産処分承認通知書

浜松市長

年 月 日付けで申請のあった浜松市茶栽培促進支援事業費補助金に係る財産処分について以下のとおり条件を付けて承認したので通知します。

- 1 処分財産の名称
- 2 財産処分納付金額及び算定根拠
- 3 その他

年 月 日

(あて先)浜松市長

財産処分報告書

所在地

名 称

代表者

(署名又は記名押印)

年 月 日付け 第 号により交付確定を受けた浜松市茶栽培促進支援
事業費補助金により取得した財産を処分したので関係書類を添えて報告します。

1 処分財産の内容

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 数量
- (4) 取得年月日及び経過年数
- (5) 残存年数
- (6) 総事業費、交付額及び補助率
- (7) その他

2 処分の方法、理由等

- (1) 処分の方法
- (2) 処分の理由
- (3) 財産処分納金額及び算定根拠
- (4) 処分予定年月日
- (5) その他

第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付決定取消通知書及び返還命令書

年 月 日付け 第 号による浜松市茶栽培促進支援事業費補助金の交付の決定(以下「本件決定」という。)(の一部)を、次のとおり、浜松市補助金交付規則(昭和 55 年浜松市規則第 17 号。以下「規則」という。)第 17 条第 1 項に基づき取り消すとともに、規則第 18 条第 1 項に基づき返還を命じます。

1 交付決定の取消し及び返還命令額

補助金名	交付決定(確定)額	取消し及び返還命令額
浜松市茶栽培促進支援事業費補助金	円	円

2 取消しをする根拠及び理由

本件決定を受けた浜松市茶栽培促進支援事業について、年 月 日の期限までに当該補助事業の事業計画に記載された が実施されておらず、浜松市茶栽培促進支援事業費補助金交付要綱第 条第 項第 号に定める交付対象事業の要件に違反し、規則第 17 条第 1 項第 2 号に定める「補助金の交付の決定の内容(中略)に違反したとき」に該当するため。

3 補助金返還、加算金及び延滞金

- (1) 規則第 18 条第 1 項により、交付決定を取り消された場合は、既に交付された補助金を返還しなければならないとされています。別途発行する納入通知書により納付してください。
- (2) 規則第 18 条の 2 第 1 項により、交付決定取消額とは別に加算金(補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した額)を納付する必要があります。
- (3) 補助金返還額が納期日までに納付されないときは、規則第 18 条の 2 第 4 項により、遅延損害金(納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した額)を納付する必要があります。
- (4) なお、加算金及び遅延損害金は、交付決定の取消額が納付された後、改めて請求します。

担当
電話